

(平成24年10月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係            3 件

厚生年金関係            1 件

## 熊本国民年金 事案 746 (事案 640 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 7 月から 51 年 2 月までの期間、同年 11 月から 52 年 7 月までの期間及び同年 10 月から 53 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 7 月から 51 年 2 月まで  
② 昭和 51 年 11 月から 52 年 7 月まで  
③ 昭和 52 年 10 月から 53 年 6 月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和 59 年 6 月頃、A 社会保険事務所(当時)から保険料の未納の指摘を受け、B 銀行 C 支店で 100 万円弱を納付するとともに、63 年 3 月 9 日にも同事務所で約 86 万円を再度納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できないので、国民年金の記録を訂正するよう再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 59 年 2 月頃に払い出されており、当該手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の全部が時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない、ii) 一括納付したと主張する昭和 59 年 6 月頃及び 63 年 3 月 9 日は、過去の未納分を一括納付できた特例納付実施期間ではない、iii) 申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会において決定がなされ、平成 23 年 3 月 16 日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに当たり、申立期間の国民年金保険料の納付に係る新たな資料や証拠は無いものの、前回と同様、昭和 59 年 6 月頃及び 63

年3月9日に、申立期間に係る保険料として一括で納付したと主張しているが、一括で納付したと主張する金額についても申立期間の保険料を納付した場合の金額と大きく相違しており、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 747

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から7年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から7年1月まで

申立期間当時の私の国民年金保険料は、母親が家族全員分と併せて毎月地区公民館へ持参し、区長に納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたと言う申立人の母親は、申立人が20歳到達時(平成5年\*月)にA町B地区の区長に加入手続を依頼したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の資格取得日等調査によりA町(現在は、C市)で平成7年2月以降に払い出されていることが推認でき、この頃、申立人の母親は、申立人に係る国民年金の加入手続を依頼したものと考えられる上、加入手続を依頼したとして名前を挙げた区長は、同年4月から同地区の区長であり、申立人が20歳到達時の同地区の区長は、別の者であったとC市は回答していることから、申立人は20歳到達当時には、国民年金に加入していなかったものと考えられる。

また、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を集金以外の方法で納付した記憶は無いと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時点では、申立期間のうち平成5年12月から6年3月までの期間については過年度期間のため、集金により納付することができない期間である。

一方、申立期間のうち平成6年4月から7年1月までの期間については現年度期間のため、集金での納付は可能である。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時期から考えると、当該期間の保険料については遡及してまとめて納付する必要があるところ、申立人の母親はそういう記憶

は無いと供述している。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 748

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から63年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から63年8月まで  
申立期間に、妻と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたが、私の年金記録が未加入となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に妻と一緒に国民年金に加入していたと主張しているが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない上、妻の国民年金の加入については、妻の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得日等の記録から、昭和61年4月頃に、資格取得日を遡って加入手続されたことが推認されるため、申立期間の大部分は、当時、妻も国民年金に加入していなかったこととなり、申立内容と符合しない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと供述する妻は、加入手続及び納付した時の状況に関して明確には記憶していない上、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本厚生年金 事案 972 (事案 898 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 1 日から 34 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 2 月 1 日から 58 年 3 月 31 日まで A 社の B 部に継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

厚生年金保険の加入については、当時密接な関係があった C 社 D 工場 (現在は、E 社) となっているかもしれないが、申立期間に A 社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、新たな資料は無いが、再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の関連資料が無いこと、ii) C 社 D 工場に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落が無いこと、iii) 申立人は、A 社が保管する従業員名簿において、申立期間について臨時雇であったことが確認できること、E 社は、試用期間の従業員や臨時社員については厚生年金保険に加入させていなかったと回答していること、iv) 申立人と同時期に A 社の正規職員採用試験を受け合格した同僚は、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 9 月 28 日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料や証拠は無いものの、申立期間において A 社に勤務し、厚生年金保険の保険料を給与から控除されていたと思うの

で、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと申し立てているものであるが、当該主張のみでは、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。